

直接請求制度の概要

(条例の制定・改廃請求)

静岡県経営管理部自治行政課

1 地方自治法により定められている直接請求制度の種類

| | 必要署名数 | 請求先 | 必要な措置 | 請求制限期間 | 通知先等 |
|-------------------------|-----------------|----------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 条例の制定(改廃)の請求(法74条)※1 | 有権者の1/50以上の連署 | 地方公共団体の長 | 受理日より20日以内に議会を招集し、意見を付け付議 ※3 | なし | 代表者に通知、公表 |
| 監査の請求(法75条) | 有権者の1/50以上の連署 | 監査委員 | 監査の実施 | なし | 代表者に送付、公表、議会・長関係ある委員会、委員に提出 |
| 議会の解散請求(法76条～79条) | 有権者の1/3以上の連署 ※2 | 選挙管理委員会 | 選挙人の投票に付き、過半数の同意があれば解散 | 一般選挙のあった日又は解散請求に基づく投票のあった日から1年間 | 代表者・議長に通知、公表、長に報告 |
| 議会の議員の解職請求(法80条、82～84条) | 有権者の1/3以上の連署 ※2 | 選挙管理委員会 | 選挙人の投票に付き、過半数の同意があれば失職 | 就職の日(無投票当選を除く)又は解職請求に基づく投票のあった日から1年間 | 代表者・関係委員・議長に通知、公表、長に報告 |
| 長の解職請求(法81～84条) | 有権者の1/3以上の連署 ※2 | 選挙管理委員会 | 選挙人の投票に付き、過半数の同意があれば失職 | 就職の日(無投票当選を除く)又は解職請求に基づく投票のあった日から1年間 | 代表者・長・議長に通知、公表 |
| 主要公務員の解職請求(法86～88条) | 有権者の1/3以上の連署 ※2 | 地方公共団体の長 | 議会に付議し、議員2/3以上の出席、3/4以上の同意があれば失職 ※4 | 就職の日又は解職請求に基づく議決のあった日から1年間又は6ヶ月間 ※5 | 代表者・関係者に通知、公表 |
| 教育委員の解職請求(地教行法8条) | 有権者の1/3以上の連署 ※2 | 地方公共団体の長 | 議会に付議し、議員2/3以上の出席、3/4以上の同意があれば失職 ※4 | 就職の日又は解職請求に基づく議決のあった日から6ヶ月間 | 代表者・関係者に通知、公表 |

※1: 地方税の賦課徴収、分担金・使用料・手数料の徴収に関するものを除く

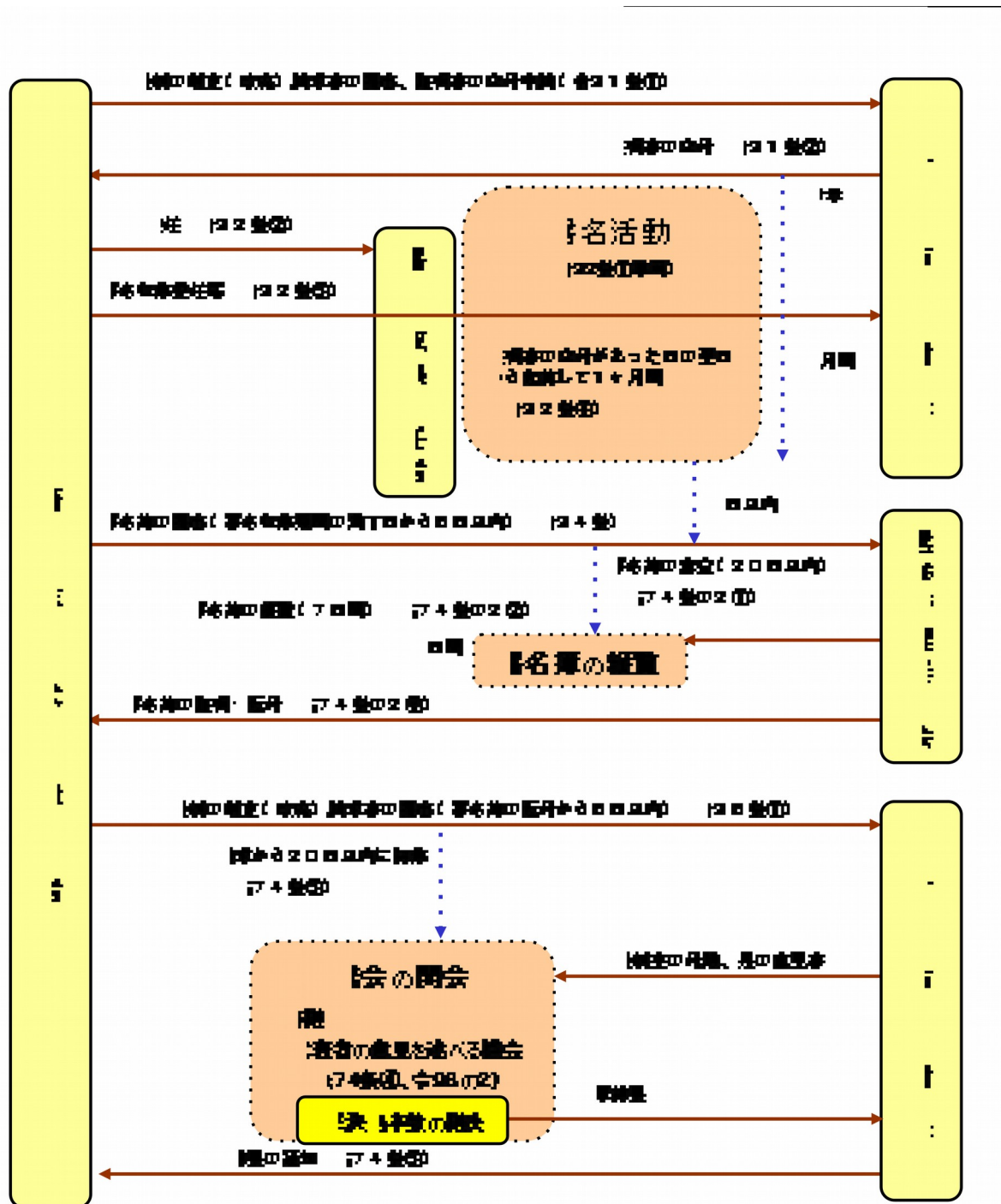
※2: 有権者総数が40万人を超える場合には、その超える数に1/6を乗じて得た数と、40万人に1/3を乗じて得た数とを合算して得た数以上の連署

※3: 議会は、付議事件の審議に当たっては、請求代表者に意見を述べる機会を与えること。

※4: 議会の決定に不服がある場合には、法118条⑤を準用できる。

※5: 副知事・副市長は1年間、選挙管理委員・監査委員・公安委員は6ヶ月間。

2 条例の制定（改廃）請求に関する事務処理のフロー



3 条例の制定（改廃）請求書の提出・証明書の申請

(1) 提出・証明書

普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定（改廃）請求書と条例案を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定（改廃）請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。（令91条第1項）

条例案は、返還を受けた後にその内容を変更することは認められない。条例の制定案は法制執務的観点からみて、完全である必要はなく、立法技術上の多少の不備は問わず、形式が一応整備されていれば足りると解されている。なお、不完全な場合には、長の意見をも勘案して議会において修正すれば足りる。

必要な書類
請求代表者証明書交付申請書（様式任意）
条例制定（改廃）請求書（施行規則様式）
条例案

| | | | | | | | | | | |
|------------|----|---|---|---|----|---|--------|-----------------------|----|----|
| 〇〇市長（〇〇町長） | 平成 | 年 | 月 | 日 | 氏名 | 様 | 〇〇市（町） | 条例制定（改廃）請求代表者証明書交付申請書 | | |
| | | | | | | | 請求代表者 | 住所 | 職業 | 氏名 |
| | | | | | | | 印 | | | |

〇市（町）自治法施行令第九一条第一項の規定により、別紙のとおり〇（改廃）請求代表者証明書の交付を申請します。

請求代表者証明書交付申請書（様式任意）

(2) 請求の様式

条例制定（改廃）請求書の様式は地方自治法施行規則第9条第1項の様式を使用する。

条例制定（改廃）請求書の記入事項
請求代表者の住所、職業、氏名（自署）、印、
請求の要旨（1000字以内）

| | | |
|------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 平成 年 月 日 ○○市(町)長 氏 名 印 | 右の者は○○市(町)条例制定(改廃)請求代表者であることを証明する。 | 印 住所 氏 名 ○○市(町)条例制定(改廃)請求代表者証明書 |
|------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|

条例制定(改廃)請求代表者証明書(地方自治法施行規則第9条第1項様式)

(4) 公務員に係る制約

ア 地方自治法による制約

「直接請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者」については、直接請求代表者就任が制限されている。(平成23年地方自治法改正による)

イ 公務員法による制約

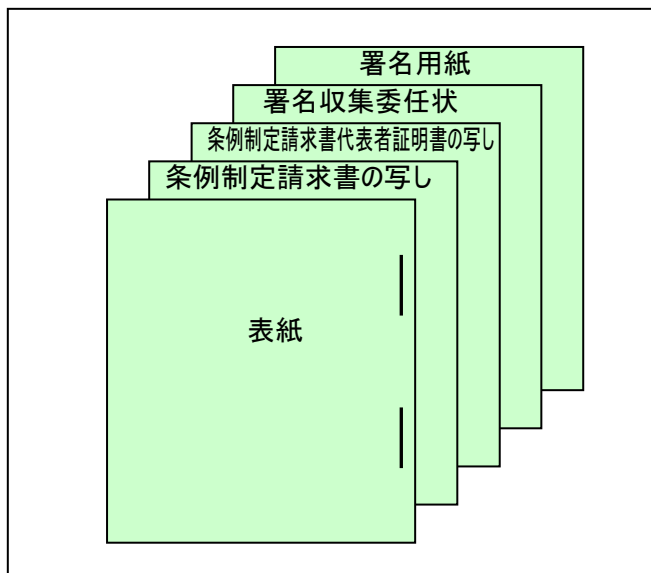
国家公務員法及び地方公務員法による政治的行為の制限として、直接請求代表者就任に対する制約がある。しかしながらこれらの政治的行為の制限は、これら公務員に服務上の義務を課しているに止まり、直接請求代表者の資格要件を規定しているものではないから、その違反は公務員法による公務員自体の懲戒事由となっても、地方自治法上直接請求代表者となり得ないものではなく、違反をおかして収集した署名自体が無効となることではない。

4 署名活動

(1) 署名活動

条例制定請求代表者は、条例制定請求者署名簿に条例制定(改廃)請求書の写し及び請求代表者証明書及びの写しを付して地方自治法第74条第5項の規定により選挙権を有する者(以下選挙権を有する者という。)に対し、署名をし、印を押すことを求めなければならない。(令92条第1項)

なお、署名簿を分冊とすることは認められるが、一通の署名簿を分割して署名を求めることはできない。



○○市(町) 条例制定(改廃) 請求署名収集委任状

受任者の氏名
住所

○○○市(町) ○○○○

平成 年 月 日

○○市(町) 条例制定(改廃) 請求代表者 氏名 印

○右の者に対し、○○市(町) 条例制定(改廃) 請求者署名簿に○市(町) 条例制定(改廃) の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

条例制定(改廃)請求署名収集委任状(地方自治法施行規則第9条第1項様式)

(4) 公務員に係る制約

ア 地方自治法による制約

地方自治法上、国家公務員及び地方公務員が署名収集受任者となることは制限されていない。

ただし、公務員の地位を利用して署名運動した場合について、地方自治法に罰則規定(2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)が設けられている。(平成23年地方自治法改正による)

なお、選挙管理委員が署名収集受任者となることは違法ではないが適当ではないとの行政実例がある。(昭和28.4.4)

イ 公務員法による制約

国家公務員法及び地方公務員法による政治的行為の制限は条例制定請求代表者就任に対する制約と同様である。これらの政治的行為の制限は、これら公務員に服務上の義務を課しているに止まり、署名収集受任者の資格要件を規定しているものではないから、その違反は公務員法による公務員自体の懲戒自由とはなっても、地方自治法上署名収集受任者となり得ないものではなく、違反をおかして収集した署名自体が単にそれ故をもって無効となることではない。

(5) 署名活動の期間

条例制定請求代表者証明書の交付があった日の翌日から起算して1ヶ月以内。(令92条第4項)

署名の収集は告示の日当日から始めて差し支えない。
いったん署名簿を選挙管理委員会に提出した後は、収集期間満了前であってもその時において収集期間が満了する。

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|---|
| | | | | | | | | | | 有効無効の印 | 平成 年 月 日 (第 号) ○○市(町) 条例制定(改廃) 請求者署名簿 |
| | | | | | | | | | | 番号 | |
| | | | | | | | | | | 署名年月 | |
| | | | | | | | | | | 住所 | |
| | | | | | | | | | | 生年月日 | |
| | | | | | | | | | | 氏名 | |
| | | | | | | | | | | 印 | |
| | | | | | | | | | | 備考 | |

○○市(町)条例制定(改廃)請求者署名簿(地方自治法施行規則第9条第1項様式)

5 署名簿の提出・審査

(1) 署名簿の提出

請求代表者は、署名数が法定署名数以上となったときは、署名簿(分冊されているときは一括して)を市町村の選挙管理委員会に提出する。(法74条の2第1項、令94条1項)

署名簿の提出は、署名収集期間の満了の日の翌日から5日以内に提出しなければならない。(令94条1項)

必要な書類
 条例制定(改廃)請求者署名簿署名証明申請書(様式任意)
 署名簿

〇〇市(町) 条例制定(改廃) 請求者署名簿証明申請書

〇〇市(町) 条例制定(改廃) 請求者署名簿に署名し印をおし
 た者の数〇〇〇〇人が、地方自治法第七十四条第五項の規定に
 より、〇〇市(長)選挙管理委員会が告示した数〇〇〇〇〇〇人
 超え、〇〇市(長)選挙管理委員会が告示した数〇〇〇〇〇〇人
 簿に於いて、地方自治法第九十四条第一項の規定により署名
 簿について証明を願いたく、別冊のとおり署名簿を提出いたします。

署名簿数 〇〇冊
 署名簿番号 第〇〇号から第〇〇号まで

平成 年 月 日

〇〇市(町) 条例制定(改廃) 請求代表者 氏 名 印

〇〇市選挙管理委員会委員長 様

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求者署名簿証明申請書(任意様式の例)

(2) 署名簿の審査

ア 署名簿の署名の効力の決定

選挙管理委員会は、署名簿の提出された日の翌日から起算して20日以内に形式審査(署名簿の様式・署名数)と実質審査(個々の署名の有効性)を行い、署名簿の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。(法74条の2第1項)

イ 署名簿の証明の方法

署名簿の証明の方法は、署名簿の「有効・無効の印」欄に有効・無効の印を押すことにより行う。(令第94条第2項)

ウ 署名審査録の作製

市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定について、関係人の出頭及び証言を求めた次第・無効と決定した署名の決定次第等を記載する。署名審査録の様式は地方自治法施行規則第9条第1項の様式を使用する。

署名審査録は、公の記録として、署名の効力の確定する間での間保存しなければならない（令第94条第3項）

| | | | |
|-----|--|-------------|-----------------------|
| 一 | 署名簿の受理 〇〇市(町) 〇〇条例制定(改廃)請求者署名簿 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 〇〇市(町) 条例制定(改廃)請求者署名簿 |
| 二 | 署名審査開始 審査 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 請求代表者 〇〇〇〇 |
| 三 | 何番(署名簿第 号)の〇〇とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。 | | |
| 四 | 何番(署名簿第 号)の〇〇とある署名は、ゴム印(活字等)でなされたものであるので、無効と決定した。 | | |
| 五 | 何番(署名簿第 号)の〇〇とある署名は、何人であるのかを確認し難いので、無効と決定した。 | | |
| 六 | 何番(署名簿第 号)の〇〇とある署名には、署名年月日(住所) (生年月日) (押印)がないので、無効と決定した。 | | |
| 七 | 審査終了 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 八 | 修正の証明 | | |
| 九 | 〇〇月〇〇日から、何番(署名簿第 号)の〇〇とある署名は、詐偽(脅迫)に基づく旨の申出があったので、〇〇月〇〇日の証言を求めた結果、〇〇の申出を正当と認め、署名簿の返付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 署名簿の末尾の記載は、有効署名数〇〇〇総数〇〇 | | |
| 十 | 〇〇市(町) 〇〇条例制定(改廃) 請求者署名簿についての本選挙管理委員会の審査の次第 | | |
| 十一 | 〇〇市(町) 選挙管理委員会 | | |
| 十二 | 委員長 | 氏 | 名 |
| 十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 二十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 三十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 四十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 五十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 六十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 七十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 八十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十一 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十二 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十三 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十四 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十五 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十六 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十七 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十八 | 委員 | 氏 | 名 |
| 九十九 | 委員 | 氏 | 名 |
| 一百 | 委員 | 氏 | 名 |

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求署名審査録(地方自治法施行規則第9条第1項様式)

エ 署名者総数・有効署名数の告示・掲示
市町村の選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに署名者総数

及び有効署名数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。(令95条の2)

(3) 署名簿の縦覧、異議の申出及び決定

ア 縦覧の期間・場所の告示・公表

署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法により公表しなければならない。(法74条の2第3項)

イ 署名簿の縦覧

市町村の選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間(証明の終了した日の翌日を第1日とする。)、指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。(法74条の2第2項)

ウ 異議の申出

署名簿の署名に関し異議がある関係人は、縦覧期間内に市町村の選挙管理委員会に異議の申出をすることができる。(法74条の2第4項)

エ 異議の申出の決定

市町村の選挙管理委員会は、異議の申出を受けた日から14日以内(申出を受けた日の翌日を第1日とする。)にこれを決定をしなければならない。異議の申出が正当であると決定したときは、直ちに署名簿の署名の有効・無効の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、告示しなければならない。異議の申出を正当でないとして決定したときは、その旨を申出人に通知しなければならない。(法74条の2第5項)

オ 異議の申出のない旨又は異議の申出の決定の終了の旨及び有効署名数の告示

市町村の選挙管理委員会は、異議の申出がないとき又は異議の申出のすべてについて決定したときは、その旨及び有効署名数を告示しなければならない。(法74条の2第6項)

(4) 署名簿の返付

市町村の選挙管理委員会は、異議の申出がないとき又は異議の申出のすべてについて決定したときは、署名簿の末尾に署名者総数、有効署名数、無効署名数を記載して請求代表者に返付しなければならない。(法74条の2第6項、令95条の4)

| | |
|--------------|-------|
| 署名し印をおした者の総数 | 〇〇〇〇人 |
| 有効署名の総数 | 〇〇〇〇人 |
| 無効署名の総数 | 〇〇〇〇人 |

以上のとおり本書名簿を返付する。

平成 年 月 日

〇〇市選挙管理委員会委員長

氏 名 印

(5) 署名の効力に関する審査の申立て・訴訟

市町村の選挙管理委員会が行った署名簿の署名の効力に関する異議の申出に対する決定に不服のある者は、審査の申立て・訴訟が認められている。(法74条の2第7、8項)

6 条例の制定（改廃）請求

(1) 条例の制定（改廃）請求

解職請求者署名簿の返付の日の翌日から起算して5日以内に条例の制定(改廃)請求書を当該普通地方公共団体の長に提出する。(令96条)

必要な書類
 条例の制定(改廃)請求書(施行規則様式)
 条例案
 上記2点は代表者証明書の交付申請及び署名収集の際に添付したものと同一で無ければならない。
 署名簿
 署名収集証明書(施行規則様式)

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求署名収集証明書

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求書に添えて提出する〇〇市(町)条例制定(改廃)請求者署名簿には、地方自治法第七十四条第四項の規定により、〇年〇月〇日付で告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一(〇万〇千〇百〇人)により有効署名があることを証明します。

なお、署名の効力の決定に関する判決書(判決書)(地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知書)〇通を添付します。

平成 年 月 日

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求代表者 氏 名 印

〇〇市(町)条例制定(改廃)請求署名収集証明書
 (地方自治法施行規則第9条第1項様式)

(2) 条例の制定（改廃）請求の審査及び受理

当該普通地方公共団体の長は、条例の制定（改廃）の請求を受理した時は、有効署名数が法定署名数に達しているかどうか、請求が法定期限内に提出されたものであるかどうか審査し、この要件を欠くときは、請求を却下しなければならない。（令97条第1項）

補正

法定署名数や請求書は全て具備しているが、その請求方式に瑕疵がある場合、市町村の請求にあつては3日以内の期限をつけて補正させなければならない。（令97条第2項）

(3) 条例の制定（改廃）請求の受理

当該普通地方公共団体の長は、解職の請求を受理した時は、直ちにその旨を解職請求代表者に通知するとともに、その住所、氏名及び請求の要旨を告示する。（令98条）

請求の撤回

本請求が正式に受理され公表が行われた後は、直接請求代表者の意志のみによってその請求を撤回することはできない。
（昭和23.8.9行政実例）

7 条例案の審議、裁決

(1) 議会の招集

当該普通地方公共団体の長は、条例の制定(改廃)の本請求を受理し、告示したときは受理してから20日以内(受理の日の翌日を第一日として計算して20日目にあたる日まで)に議会を招集しなければならない。

なお、20日以内の招集は法律上の義務ではないいわゆる訓示的規定とされており、当該請求の効力要件ではない。したがって、議員の任期満了がせまり実質的に審議ができない等特段の事情があるときには、20日経過後において議会を招集し、請求に係る条例を付議することとして差し支えない(昭48.6.6行政事例)。

(2) 議会への付議

議会が開会されたら、長は条例の制定(改廃)請求に意見を付して議会に付議しなければならないが、付議するのは条例の制定(改廃)請求書そのものではなく、請求に係る条例案である。また、住民の請求に係る条例案を付議するにあたり、長はその内容を修正することはできない。法制度上問題のある条例案であった場合には、条例案に付ける意見に立法技術的な意見、具体的な修正意見として付けることとなる。この意見をうけて、議会において法制度上問題のある条例案を修正することとなる。

なお、長が条例案を付議するにあたり付ける意見は、条例案に対する執行機関としての賛否の意見であり、必ず意見を付さなければならないとされている。

(3) 議会の審議

議会では、長から付議された当該請求に係る条例案を審議する。

付議された事件の審議を行うにあたり、直接請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならない(法74条3項)。(平成14年地方自治法改正※)

条例案の審議は、通常の条例案と同様である。議会の審議は、過半数の議決により可否を決定する。可否のほか、修正も可能であり、議会が必要とする場合に公聴会を開いたり、直接請求代表者や学識経験者などから意見を聞くことも出来る(法109条)。また必要と判断すれば、法第100条の調査権により関係者の証言を求めることもできる。

なお、必要であれば継続審議として、当該議会の会期中に議決しないこともできるが、審議未了とすることはではない。現に審議未了となった場合には長は議決するまで提案しなければならない(行政事例 昭和38.3.8)。

また、議会が裁決し、長において異議がある場合には法167条第1項の規定により再議に付すことができる。

※ 条例制定・改廃請求について請求代表者に意見陳述の機会を付与することとされた趣旨は、議会における審議の充実を図るとともに、請求を受けた長が条例案を議会に付議するに当たって自らの意見を付することとされていることとの均衡を図ったもの。

8 署名の審査

(1) 形式的審査

ア 署名簿自体に重要な瑕疵がないかどうかの審査

(7) 署名簿様式の瑕疵

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|------------------------------------|------------------------------|
| ①署名簿には、署名、印のほか、署名年月日等を記載しなければならないが、署名簿の様式が署名年月日、住所、生年月日欄を全く欠く署名簿は⇒ | 法定の様式に違背しているのは明らかであり、署名簿全体が無効 | (昭25.12.1行政実例、昭28.6.2福島地裁判決) |
| ②署名簿の表紙の記載が規則別記様式と若干違った(〇〇署名簿を〇〇〇名簿とした)としても⇒ | 署名簿の効力には影響ない。 | (昭24.4.1行政実例) |
| ③署名簿が2冊以上である場合に表紙に付した一連番号に欠号のものがあつた場合⇒ | そのことのみでは、署名簿は無効とならない。 | (昭28.11.1行政実例) |
| ④署名簿の様式が、有効無効欄、備考欄を欠いていたとしても⇒ | そのような軽微な瑕疵は、その署名簿の効力になんら影響を及ぼさない。 | (昭28.6.12最高裁判決) |
| ⑤ある署名簿中に、署名年月日が相前後して記載されている場合であっても⇒ | 個々の署名が有効になされている限り、当該署名簿は、無効とはならない。 | (昭28.11.1行政実例) |
| ⑥改編された署名簿の効力については、本来独立の署名簿であったことが確認され、各分冊とも適法に署名収集がなされたものと認められる限り⇒ | 有効と解する。 | (昭28.11.1行政実例) |
| ⑦審査の段階においては、原形をとどめない程度に改編された署名簿は全体の署名を無効と決定するほかなく、従前の署名簿と認められるものに他の署名簿の用紙を添付又は挿入したことが提出された署名簿の状況から明らかであるときは、当該添付又は挿入にかかる部分の署名は無効と決定するのほかにないものと解する。改編、添付若しくは挿入の疑いがあるが提出された署名簿の状況のみからはその事実を判定することができないときは、選挙管理委員会において事実の有無を調査し、それらの事実を認めることができるときは右により処理すべきものと解する。改編、添付若しくは挿入の事実に関する疑いのある場合、いかなる程度の調査をなすべきかは、選挙管理委員会が、署名審査期間との関係を考慮し、具体の事情に即して適宜決定すべきものである。 | | (昭33.1.1行政実例) |
| ⑧直接請求代表者証明書等署名簿に添付すべき書類が成規の場所(表紙の次)に綴り込まれていない(署名簿の裏表紙の前に綴り込まれているもの)場合⇒ | それによって必ずしも署名簿の署名が無効となるものではない。 | (昭28.11.1行政実例) |

(イ) 添付書類の瑕疵

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|-----|--------|------------------|
| | | |

| | | |
|--|--|-------------------------------|
| ①請求書又はその写、直接請求代表者証明書又はその写の付していない署名簿、署名収集の委任が行われた場合に委任状を付していない署名簿⇒ | 無効 | (昭23.12.1行政実例、昭25.11.1仙台高裁判決) |
| ②請求書又はその写と称するものが付してあったとしても、その内容が直接請求代表者証明書交付申請書に添付されていた請求書の内容と異なるとき⇒ | 当該署名簿は無効 | (昭25.12.1行政実例) |
| ③直接請求代表者証明書交付申請はA、B、C三人の連署で提出され、証明書が、A、B、Cに別々に交付された場合、Aの証明書を添付した署名簿、Bの証明書を添付した署名簿、Cの証明書を添付した署名簿⇒ | いずれも無効 | (昭29.5.1行政実例) |
| ④数人の直接請求代表者のうち一人が辞退した旨を告示後、訂正されない証明書(写)、委任状、請求書(写)が添付された署名簿により収集された署名の効力については、選挙管理委員会が直接請求代表者の辞退の届出を受理した後において訂正されない直接請求代表者証明書を添付したまま収集した署名は⇒ ※辞退の届出にあたっては、辞退すべき日時を明らかにしてこれを行うべきである。 | 無効 | (昭32.12.1行政実例) |
| ⑤直接請求代表者証明書交付申請書に添付された請求書に記載の直接請求代表者30名のうち5名が自署でないことが判明した場合⇒ | 当該署名簿により収集された署名は、全て無効 | (昭32.12.1行政実例) |
| ⑥市長解職請求において数人の直接請求代表者がある場合には、署名の収集を他人に委任するには全員でしなければならず、また収集委任状には直接請求代表者全部の氏名の記載と押印がなければならないから、そのうち一人でも押印を欠く者があれば、たとえその者が委任の意思を有していたとしても、かような委任状を添付した署名簿によって収集された署名⇒ | 成規の手続によらないものとして無効 | (昭29.9.30神戸地裁判決) |
| ⑦直接請求代表者の印がない委任状を添付した署名簿により収集された署名⇒ | 無効 | (昭30.12.1行政実例) |
| ⑧委任年月日の記載が全く欠けている署名収集の委任状を添付した署名簿により収集された署名の効力⇒ | 当該署名簿の署名が委任後になされたものであることが明らかである限り当然無効とはならない。 署名が委任後になされたことが明らかでない限りは無効とするほかはない。 | (昭30.12.1行政実例、昭33.1.2行政実例) |

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|-----|--------|------------------|
|-----|--------|------------------|

| | | |
|--|------------------------------------|-----------------|
| ⑨直接請求代表者3名のうち1名が辞退したが、その辞退の日以前に直接請求代表者が受任者に交付した委任状が辞退者を除く2名の者によるものである委任状を添付した署名簿⇒ | 無効 | (昭33.1.2行政実例) |
| ⑩委任届に記載された委任年月日と委任状に記載された年月日が相違する場合は、一般的には、委任状の年月日を基準として署名の審査をすべきである。 | | (昭33.1.1行政実例) |
| ⑪署名簿に付した請求書の写に直接請求代表者の氏名の記載がなかったとしても、署名簿に添付された直接請求代表者証明書等により、署名者において何人が直接請求代表者であるかを確認し得るような場合⇒ | 当該署名簿は無効ではない。 | (昭29.12.27行政実例) |
| ⑫請求書、直接請求代表者証明書等以外の余分の書類を添付してあった署名簿⇒ | そのことによって直ちに無効とされるものではない。 | (昭23.10.31行政実例) |
| ⑬署名簿に添付された請求書(写)及び直接請求代表者証明書(写)の日付は昭和32年11月9日で瑕疵はないが、委任状の委任年月日並びに委任届に記載された委任年月日は昭和32年11月7日となり署名収集は11月9日からなされている署名簿により収集された署名の効力について⇒ | 委任年月日が直接請求代表者証明書交付申請の受理後であれば有効である。 | (昭33.1.2行政実例) |
| ⑭数名の受任者が一冊の署名簿で署名を収集する場合、署名簿には請求書(写)及び直接請求代表者証明書(写)は一通りを綴りこみ委任状のみ各人別に綴り込んである限り⇒ | 有効である。 | (昭33.1.11行政実例) |
| ⑮署名収集受任者の住所の記載が不完全な署名収集委任状(大字以下の記載がないもの等)を添付して当該受任者が収集した署名⇒ | 有効である。 | (昭32.7.1行政実例) |
| ⑯署名簿に2以上の別個の委任状が添付されている場合、その一部の委任状に数人の直接請求代表者のうち一人の印もれがあるとき⇒ | 成規の署名収集受任者が収集した署名のみが有効である。 | (昭31.4.3行政実例) |

イ 直接請求代表者、署名収集受任者の資格の審査

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|-------------------------------|----------|------------------|
| ①数名の受任者が一冊の適法な署名簿で署名を収集した場合、そ | その無資格者が収 | (昭33.1.行政実 |

| | | |
|--|--------------------|----------------|
| の中の一人が無資格者であったときは⇒ | 集したと認められる署名は無効である。 | 例) |
| ②署名収集受任者が署名収集期間後署名収集審査前に死亡したことにより選挙人名簿から抹消された場合においても、当該受任者の収集した署名簿は有効と解する。 | | (昭42.12.2行政実例) |

(2) 実質的審査（審査の基準）

ア 法令の定める成規の手続によらない署名（法74条の3第1項1号）

(7) 署名簿の記載事項を欠く署名

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|-------------|--|
| ①署名簿には、署名、印のほか署名年月日、住所、生年月日等の記載が必要であるが、署名年月日、住所、生年月日のうちいずれか一の記載を全く欠く場合⇒ | その署名は無効である。 | (昭28.6.22福島地裁判決、昭25.12.1行政実例、昭28.8.25) |

| | | |
|---|---|---|
| | | 行政実例、昭 32.7.11行政実例) |
| ②ただし、上記のような事例でも署名の記載順序等から同一の住所と推定できるときは⇒ | 有効 | (昭28.8.27行政実例) |
| ③署名年月日の月日が判然としない場合でも、法定の署名期間中に署名したものであることが前後の状況によって明らかに認められるときは⇒ | 有効 | (昭32.1.27行政実例) |
| ④署名の途中部分(全体の3分の1程度)には署名年月日の記載があるもののその前半及び後半の部分には署名年月日の記載がない場合⇒ | 署名年月日が署名期間中に入ると推定できない限り、当該署名年月日の記載のない部分の署名は無効 | (昭和42.12.27行政実例) |
| ⑤署名年月日、住所、生年月日等の記載は、署名と異なり、自署することは法律上の要件ではない。 | | (昭23.8行政実例、昭23.8行政実例、昭25.12行政実例、昭27.2.13行政実例、昭25.5.16名古屋高裁判決) |
| ⑥署名用紙を印刷し、署名年月日欄及び生年月日欄の年月日、住所欄の町村名、大字名等を不動文字としてあらかじめ刷り込み、その空所に年月日の数字又は住所の地番を記入させる方法によつたもの⇒ | 有効な記載と認められる。 | (昭23.8.9行政実例) |
| ⑦氏名、住所、生年月日の記載が誤記と認められる場合、あるいは氏名、住所、生年月日が選挙人名簿の記載と異なっている場合⇒ ※このような場合は、付箋でその旨を表示しておくのが適当である。(昭和23.12.1行政実例) | 本人を指すものと確認できるときは有効 | (昭27.11.17行政実例、昭28.8.25行政実例、昭28.6.2福島地裁判決) |
| ⑧署名者が転居のため選挙人名簿の住所と署名簿に記載した住所とが異なる場合⇒ 住所、生年月日等を書きかえて訂正印を施してない場合も、本人が書き換えたものであると明白に認められる限り⇒ | 有効 有効 | (昭27.11.17行政実例) |
| ⑨署名年月日が相前後して記載されている場合⇒ | 単にそれのみでは無効ではない。 | (昭28.11.17行政実例) |
| ⑩同一署名年月日又は同一住所であることを示す意味で「//」と記載したもの⇒ | 有効 | (昭23.8.9行政実例、昭32.1.22行政実例) |

(イ) 選挙人名簿に登録されていない者の署名

「選挙人名簿に登録された者」とは、署名審査終了の際に選挙人名簿に登録されている者である。したがって、署名の際は選挙人名簿に登録されていなかった者の署名であっても、署名審査終了の際に選挙人名簿に登録されている者である限りその署名は有効である。

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|-----------------------------|------------------|
| ①署名後に他市町村に転出した者、失権者、誤載者⇒ (※したがって、市町村の選挙管理委員会は、署名者が選挙人名簿に登録されている者であるにかかわらず、その者が実質的選挙権を有しないことを判定し、その者の署名を無 | 選挙人名簿に登録されている限りはその署名は有効である。 | (昭29.2.26最高裁判例) |

| | | |
|--|-----------------------------------|-------------------|
| 効とすることは許されない。(昭和31.3.12大分地裁判決)) | | |
| ②死亡、国籍喪失、他市町村転出又は誤載のため公選法第28条の規定により署名審査の際に選挙人名簿から抹消されている者の署名⇒ | 無効 | (昭33.1.16行政実例) |
| ③都道府県に関する直接請求において、市町村の選挙管理委員会に照合請求した一冊の署名簿中に他市町村における選挙権を有する者の署名が混記されている場合⇒ | 法令の定める成規の 手続によらない署名 であるので無効 | (昭48.4.26政 実例) |

(ウ) 自署でない署名（自署）

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|--|--------------------------|-----------------------|
| ①署名は自署することを要する。 | | (昭28.6.9大津地 裁判決ほか) |
| ②氏名の自署は、押印とともに有効要件であるから、ゴム印、活字、字型等による氏名の記載のように自署でないものは無効である。 押印があっても、自署でない署名⇒ | 無効 | (昭21.12.27政 実例) |
| ③署名するにあたり、他人に手をとってもらい、もっぱら他人の運筆によって書かれたと認められるもの⇒ | 実質上代筆となんら えらぶところがなく、自 | (昭28.6.9大津地 裁判決) |

| | | |
|---|-------------------------|---------------------------------------|
| (※代筆が認められる場合は、法第74条第6、7項に規定) 法74条6項にいう「身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載することができないとき」の意義については、公選法48条に規定する「身体の故障又は文盲により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名……を記載することができない選挙人」と同様、通常の文字又は点字のいずれによっても自署能力がない場合に認められるものであるとする通知が行政課長から各都道府県総務部長あてに出されている。(平成6年7月19日付け自治行第84号) | 署ということはできず 無効な署名である。 | |
| ④数個の同一筆跡の署名がある場合の取り扱い 同一家族、同一地域の者の署名が、同一筆勢で明らかに代筆と認められるもの⇒ | 無効 | (昭23.6.行政実例、昭23.8.行政実例、昭23.12.行政実例ほか) |
| ⑤同一筆跡の数個の署名ある場合に、その署名者中だれか一名が自署したものであることの証拠がないかぎり、そのいずれも有効な自署による署名と認められない。 したがって、 ↓ これら数個の同一筆跡の署名の有効無効の証明は、真に実質審査によらざるを得ない。その結果、同一人が二以上有効に署名(自署)し、印を押しているときは、その一を有効と決定しなければならない。(令94条2項後段) | | 昭29.9.3神戸地裁判決) |
| ⑥署名は、名が自筆である以上、その姓を自ら書かなかつたとしても有効な署名であるという判例がある。 | | (昭30.2.盛岡地裁判決) |
| ⑦色素の付着しない署名⇒ | 無効 | (昭23.12.1行政実例) |
| ⑧鉛筆による署名⇒ | 有効 | (昭23.10.行政実例) |
| ⑨書き損じ等のため紙片類を添付して氏名を記載したもの ⇒ | 有効 | (昭28.6.22福島地裁判決) |
| ⑩住所、生年月日、氏名を書き換えた場合に、訂正印を施さなくても、本人が書き換えたものであると明白に認められる限り⇒ | 有効 | (昭27.11.行政実例) |

(I) 自署でない署名 (氏名の記載)

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|---------|-----------------------------|
| ①同一家族が引き続いて署名する場合に姓が同一であるという意味で「〃」「同」と記載し名のみを自署したもの⇒ | 有効 | (昭23.10.行政実例) |
| ②平仮名、片仮名、ローマ字による署名⇒ | 有効 | (昭24.1.20行政実例) |
| ③自署された氏名であれば、脱字誤字等によって選挙人名簿に記載された氏名と異なる場合であっても同一人と確認し得る限りは⇒ | 無効ではない。 | (昭23.12.1行政実例、昭28.6.福島地裁判決) |

| | | |
|---|----|-----------------|
| ④氏名のほか肩書等を書いた署名⇒ | 有効 | (昭21.12.27行政実例) |
| ⑤氏名を戸籍どおり書かない場合(例えば片仮名が本名であるときに平仮名又は漢字で書かれたとき)も本人の署名と認められる限り⇒ | 有効 | (昭23.10.3行政実例) |

(オ) 押印のない署名

押印することは氏名の自署とともに有効要件であり、これを欠く署名は無効である。

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|--|--------------------|--|
| ①同一家族が同一の印を押している場合本人の意思に基づくものであると認められる限り⇒ | 有効 | (昭23.7.12行政実例、昭30.2.15盛岡地裁判決) |
| ②同一家族について世帯主の名のみの印を押した署名、同一世帯に属する者(内縁の妻)であっても姓を異にする同一世帯主の印を押した署名⇒ | いずれも無効 | (昭27.8.19行政実例) |
| ③同一家族について、妻が夫の実印を押印したような場合、実印で本人のみが用いる印と認められる印が押印してあるものは⇒ | 無効 | (昭32.2.11行政実例) |
| ④押印の代りに拇印(指印)を押した場合⇒ | さしつかえない。(有効) | (昭23.4.12行政実例、昭29.9.3神戸地裁判決、昭37.3.2佐賀地裁判決) |
| ⑤印影が不鮮明な場合でも、判読し得る限り⇒ | 有効 | (昭28.12.21徳島地裁判決) |
| ⑥印影が何人のいかなる形の印影か全く判然としない程度のものであるとき⇒ | 印を欠く無効の署名というべきである。 | (昭30.2.15盛岡地裁判決、昭32.2.11行政実例) |
| ⑦押印がなされたというためには、印影の場合においては判読可能であることを要し、指印の場合においてはそれが他の指印との異同の識別ができる程度に顕出されていることを必要とする。 | | (昭37.3.20佐賀地裁判決) |
| ⑧署名下に押印された印影の内容自体から署名者の氏名との関連性が推認されない場合でも、署名者が自己の印として使用する意思をもって押印したものであることが認められる以上、押印のある有効な署名と解する。 | | (昭33.6.10最高裁判決) |
| ⑨サインは押印又は拇印に代えて有効と解し得ないから⇒ | その署名は無効 | (昭29.9.30神戸地裁判決) |

(カ) 署名収集権限のない者が収集した署名

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|--------------|-------------------|
| ①直接請求代表者が、直接請求代表者証明書の交付を受ける前に集めておいた署名⇒ 署名収集受任者が、直接請求代表者から署名収集を委任される以前において集めておいた署名⇒ | 無効 無効 | (昭21.12.27行政実例) |
| ②直接請求代表者、署名収集受任者以外の第三者が収集した署名⇒ | 無効 | (昭28.10.21山形地裁判決) |
| ③無資格の署名収集受任者によって収集された署名⇒ 数名の受任者が一冊の適法な署名簿で収集した場合に、その中 | 無効 | (昭33.1.11行政実例) |

| | | |
|---|----|----------------|
| の一人が無資格者であったときはその無資格者が収集したと認められる署名は⇒ | 無効 | |
| ④数名が連れ立って署名を求めるときに、その中の一人が直接請求代表者又は署名収集受任者であるが、実際にはその他の者が署名を求めた場合には、直接請求代表者又は署名収集受任者によって署名を求めたものと認められる限り⇒ | 有効 | (昭28.8.24行政実例) |

(キ) 署名収集期間

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|-----------------------|------------------|
| ①直接請求代表者が、直接請求代表者証明書の交付を受ける前に集めておいた署名⇒ 署名収集受任者が、直接請求代表者から署名収集を委任される以前において集めておいた署名⇒ 署名収集期間経過後において収集された署名は⇒ | 無効 無効 すべて無効 | (昭21.12.27行政実例) |

(ク) 署名の収集方法

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|--|-------------------------------------|----------------------------|
| ①郵便で求めた署名⇒ | 無効 | (昭26.9.10行政実例) |
| ②直接請求代表者又は署名収集受任者が第一の署名者のみに直接署名を依頼し、他の後の署名を回覧方式によって収集した署名は、たとえ事後に直接請求代表者又は署名収集受任者において承諾を求めたとしても⇒ | 無効 | (昭28.8.24行政実例、昭33.1.1行政実例) |
| ③署名収集受任者から直接署名を求められた者がその際同居の妻に対して署名簿を交付しこれによって署名がなされたような場合⇒ | これをもって第三者によって署名収集がなされたものとはいえず、署名は有効 | (昭60.12.24札幌地裁判決) |

(ケ) 委任届の遅延

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|--|--------|------------------|
| ①直接請求代表者が委任届の提出を怠っている場合は、委任届がなされないことの故のみをもって受任者の収集した署名を無効とされるものではなく、当該受任者によって収集された署名簿については、たとえ委任状が付してあっても、委任届の提出がない間(長及び市町村の選挙管理委員会の両者に委任届の提出がない間)は、その審査を拒否すべきであり、請求代表者をして委任届を提出せしめるべきである。 | | (昭27.2.20行政実例) |
| ②委任届が遅れた場合においても、署名の審査終了前に届出されたときは、当該選挙管理委員会は、その届出に基づいて当該署名の効力を決定しなければならない。 | | (昭31.11.19行政実例) |

(コ) 署名の取消しの拒否

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|--|---------|------------------|
| ①署名者本人から正当な手続を経て直接請求代表者に署名の取消しを申し出た場合に、直接請求代表者が取消しを拒否したことが認められる場合⇒ | 当該署名は無効 | (昭31. 4. 12行政実例) |

イ 何人であるかを確認し難い署名 (法74条の3第1項2号)

| 事 例 | 有効・無効等 | 根 拠 (行政実例・判例) |
|---|-------------------|--------------------|
| ①何人であるかを確認しがたいとは、誰の署名か判読し難い場合、及び印が誰の印か判読できない場合がある。 | | (昭32. 2. 11行政実例) |
| ②署名に誤字があっても直ちにこれを無効とすべきではなく、署名簿の他の記載等と総合して当該署名が何人の表示であるかを推認できる限り⇒ | これを有効と解するのが相当である。 | (昭28. 6. 22福島地裁判決) |
| ③本名(戸籍名)に代わる「通称」によって署名されたものであっても、確認できる限り(もちろん、確認できないものは「通称」ではないが)有効とすべきである。 | | |

ウ 詐欺又は強迫による署名 (法74条の3第2項)

(略)

※ 法:地方自治法

令:同法施行令

※ 参考文献:直接請求制度の解説

角島靖夫・山本鎮夫 ぎょうせい

新地方自治法講座=4 住民参政制度 園部逸夫 編 ぎょうせい

9 直接請求における公務員の活動制限

(1) 一般職の国家公務員

一般職の国家公務員には、地方自治法上、直接請求代表者・署名収集受任者となることについての制限がなく、国家公務員が直接請求代表者・署名収集受任者になつたとしても直接請求自体は有効である。しかし、国家公務員法等により国家公務員が直接請求代表者・署名収集受任者になることは禁止され、違反した場合は国家公務員法上、懲役又は罰金に処されることになるので、事実上なることができない。

| 区 分 | 直接請求代表者 | 署名収集受任者 |
|-----|---------|---------|
|-----|---------|---------|

| | | | |
|-----------|---------|---|--|
| 一般職の国家公務員 | 地方自治法等 | <p>投票を伴う直接請求(議会の解散請求、議会の議員及び長の解職の請求)、投票を伴わない直接請求(条例の制定(改廃)の請求、監査の請求及び主要公務員の解職請求) ⇒いずれの場合も法上、制限規定はない。</p> | <p>直接請求代表者の場合と同様、地方自治法上、国家公務員が署名収集受任者となることについての制限はない。</p> <p>ただし、公務員の地位を利用して署名運動をしたときは、法により禁錮又は罰金に処されることになる。</p> |
| | 国家公務員法等 | <p>一般職の国家公務員</p> <p>○ 国家公務員法第102条第1項 「職員は、政党又は政治目的のために…あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」</p> <p>○ 人事院規則14-7 国家公務員法第102条第1項にいう政治的行為とは、同規則5項に掲げる政治的目的をもって同規則第6項に列挙する政治的行為をなすもの⇒「地方自治法に基づく地方公共団体の直接請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又は直接請求に基づく解散若しくは解職に賛成し若しくは反対する」という政治目的(同規則5⑦⑧)のために、「署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること」(同規則6⑨)、「解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること」(同規則6⑧)は禁止されている。</p> <p>⇒直接請求代表者になることはできない。</p> | <p>同左</p> <p>⇒署名収集受任者になることはできない。</p> |

(2) 地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員

地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員には、選挙管理委員会の委員又は職員を除き、地方自治法上、直接請求代表者・署名収集受任者となることについての制限はないので、地方公務員が直接請求代表者・署名収集受任者になったとしても直接請求は有効である。ただし、その目的・具体の行為等によっては、地公法第36条の規定に抵触する場合がある。

| 区分 | 直接請求代表者 | 署名収集受任者 |
|----|---------|---------|
|----|---------|---------|

| | | | |
|--------------------------------------|--------|--|---|
| 地方自治法等 地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員 | 地方自治法等 | <p>投票を伴う直接請求(議会の解散請求、議会の議員及び長の解職の請求)、投票を伴わない直接請求(条例の制定(改廃)の請求、監査の請求及び主要公務員の解職請求) ⇒いずれの場合も選挙管理委員会の委員又は職員を除き、法上、制限規定はない。</p> | <p>直接請求代表者の場合と同様、地方自治法上、地方公務員が署名収集受任者となることについての制限はない。 ただし、公務員の地位を利用して署名運動をしたときは、法により禁錮又は罰金に処されることになる。</p> |
| | 地方公務員法 | <p>○ 地公法第36条において、政治的行為の制限が規定されているが、同条第2項によれば、一定の政治的目的をもって一定の政治的行為を行うことが禁止されているので、場合によっては直接請求代表者となることはこれに違反することがあり得る。</p> <p>職員は、</p> <p>① 特定の政党その他の政治団体又は特定の 内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的</p> <p>② あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって(政治的目的)、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>① 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること</p> <p>② 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること(略)(政治的行為)は禁止されており(地公法第36条第2項)</p> <p>これに該当する場合には直接請求代表者となることができない。</p> <p>⇒投票を伴わない直接請求(条例の制定(改廃)の請求、監査の請求及び主要公務員の解職請求)の請求代表者になることは、一般的にさしつかえないが、その目的・具体の行為等によっては、地公法第36条の規定に抵触することがある。</p> | <p>同左</p> <p>⇒署名収集受任者になることは、一般的にさしつかえない。 ただし、その目的・具体の行為等によっては、地公法第36条の規定に抵触する場合もある。</p> |

(3) 教育公務員特例法の適用を受ける公立学校の教育公務員

教育公務員特例法の適用を受ける公立学校の教育公務員には、地方自治法上、直接請求代表者・署名収集受任者となることについての制限がないので、公立学校の教育公務員が直接請求代表者・署名収集受任者になったとしても直接請求は有効である。しかし、教育公務員特例法等により公立学校の教育公務員が直接請求代表者・署名収集受任者となることは禁止され、違反した場合は国家公務員法上、懲役又は罰金に処されることになるので、事実上はなることができない。

| | | |
|-----|---------|---------|
| 区 分 | 直接請求代表者 | 署名収集受任者 |
|-----|---------|---------|

| | | | |
|---------------------------|----------|--|---|
| 教育公務員特例法の適用を受ける公立学校の教育公務員 | 地方自治法 | 投票を伴う直接請求(議会の解散請求、議会の議員及び長の解職の請求)、投票を伴わない直接請求(条例の制定(改廃)の請求、監査の請求及び主要公務員の解職請求) ⇒いずれの場合も法上、制限規定はない。 | 直接請求代表者の場合と同様、地方自治法上、教育公務員が署名収集受任者となることについての制限はない。 ただし、公務員の地位を利用して署名運動をしたときは、法により禁錮又は罰金に処されることになる。 |
| | 教育公務員特例法 | ○ 教育公務員特例法第18条第1項の規定により、「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条に規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。」とされている。 ↓ 一般の国家公務員と同様の政治的行為の制限を受ける。 (下欄参照) ⇒直接請求代表者になることはできない。 | 同左 ⇒署名収集受任者になることはできない。 |
| | 国家公務員法等 | 一般職の国家公務員 ○ 国家公務員法第102条第1項 「職員は、政党又は政治目的のために…あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」 ○ 人事院規則14-7 国家公務員法第102条第1項にいう政治的行為とは、同規則5項に掲げる政治的目的をもって同規則第6項に列挙する政治的行為をなすもの⇒「地方自治法に基づく地方公共団体の直接請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又は直接請求に基づく解散若しくは解職に賛成し若しくは反対する」という政治目的(同規則5⑦⑧)のために、「署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること」(同規則6⑨)、「解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること」(同規則6⑧)は禁止されている。 ⇒直接請求代表者になることはできない。 | 同左 ⇒署名収集受任者になることはできない。 |

- ※ 法 : 地方自治法
 令 : 地方自治法施行令
 公選法 : 公職選挙法
 地公法 : 地方公務員法